

さいたま市生活自立・仕事相談センター

相談無料

悩みごと、聞かせてください。
一緒に考えましょう。

お気軽に
ご相談ください



仕事が
見つからない

収入が少なく
将来が不安

家賃が
払えない

外に出るのが
こわい



相談窓口のご案内

生活自立・仕事相談センター(各区役所福祉課内)のご案内(048)

電話番号

FAX番号

電話番号

FAX番号

生活自立・仕事相談センター西	620-2656	620-2762	生活自立・仕事相談センター桜	856-6261	856-6272
生活自立・仕事相談センター北	669-6056	669-6167	生活自立・仕事相談センター浦和	829-6196	829-6238
生活自立・仕事相談センター大宮	646-3065	646-3165	生活自立・仕事相談センター南	844-7161	844-7277
生活自立・仕事相談センター見沼	681-6058	681-6162	生活自立・仕事相談センター緑	712-1162	712-1270
生活自立・仕事相談センター中央	840-6052	840-6165	生活自立・仕事相談センター岩槻	790-0191	790-0265

ご相談は、お住まいの区の生活自立・仕事相談センターにご連絡ください。
相談受付時間は、平日の9時から17時までです。

※ご相談には時間がかかる場合がありますので、お早めにお越しください。
なお、初回のご相談は、16時半までにお越しいただくようお願いします。

九都県市では、あなたの踏み出す一步をサポートします。

九都県市【埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市】



仕事や生活等でお困りの方、まずはご相談ください！

※各事業の要件等はお住まいの区の生活自立・仕事相談センターにご確認ください。

◆ 自立に向けた支援を行います

自立相談支援

経済的な問題による生活の困りごとの解決に向け、どの支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。また、直ちに就労を目指す方には、ハローワークなどと連携した求職活動の支援を行います。

◆ 家賃相当額を支給します

住居確保給付金

離職などによって住居を失った、又は失うおそれの高い方には、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限があります)を支給します。生活の土台となる住居を整えることで、安心して就職や増収に向けた活動に取り組んでいただきます。

◆ 家計の立て直しをアドバイス

家計改善支援

家計の状況を「見える化」し、根本的な課題を把握した上で、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

◆ 安定した住居がない方はご相談ください

一時生活支援

一定の住居を持たず、かつ今後の就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、資産・収入額が一定額以下であることを要件に、一時的な生活の場として宿泊場所を提供します。

◆ 子どもの明るい未来をサポート

学習支援

市内各所で学習支援教室を開催します。学習支援員や学生等のスタッフによる学習支援を実施します。また、ほかの利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

◆ 社会、就労への第一歩

就労準備支援

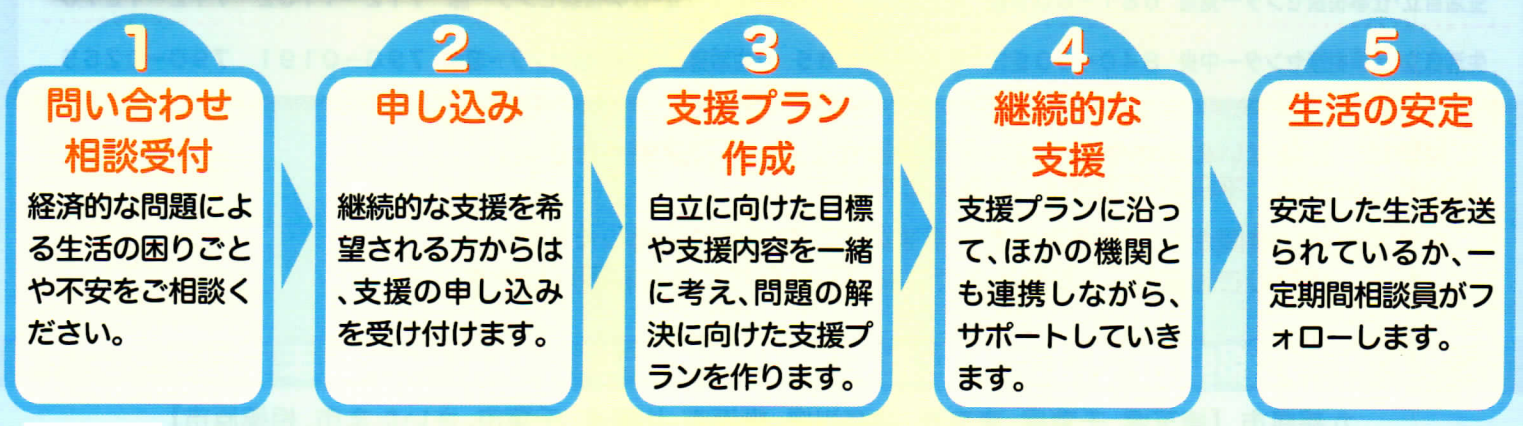
「しばらく仕事から離れている」など、すぐに就労を開始することに不安がある方に、ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上など、就労に必要な基礎的な能力の向上のための支援を行うとともに、就労体験やボランティア活動の場を提供します。

◆ 柔軟な働き方による就労の場を提供

就労訓練

すぐに一般就労を開始することに不安がある方に、就労支援プログラムに基づき、その方の状況に応じた就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を中長期で実施します。

相談から支援までの流れ



生活自立・仕事相談センターについて
詳しくはこちら

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの作成費用は、3.2円です。
(この印刷物の作成費用には、企画・デザイン料が含まれます。)